定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年七月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年七月八日

東京都杉並区上高井戸一丁目一三番二号

株式会社グラフィック社

代表取締役　長瀬　聡

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年七月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年七月八日

愛知県東海市南柴田町イの割三九番地の一

水谷興業株式会社

代表取締役　水谷　満広

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年七月八日

愛媛県伊予郡松前町大字西高柳二三七番地の一

株式会社龍宮堂

代表取締役　三好正次郎

限定承認公告

本籍横浜市都筑区中川一丁目一八番、最後の住所横浜市都筑区中川一丁目一八番一三―四〇一号

被相続人　亡　有馬　芳次

右被相続人は平成二十七年十月二十日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月七日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月八日

横浜市都筑区中川一丁目一八番一三―四〇一号

相続財産管理人　有馬美惠子

限定承認公告

本籍東京都港区芝二丁目一七番地、最後の住所神奈川県大和市代官三丁目一七番地六

被相続人　亡　久保田千鶴子

右被相続人は平成二十七年十二月七日死亡し、その相続人は平成二十八年六月二十三日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月八日

神奈川県大和市代官三丁目一七番地六

相続財産管理人　久保田泰夫

限定承認公告

本籍神奈川県逗子市小坪三丁目一八四三番地三、最後の住所神奈川県鎌倉市坂ノ下二七番三二―二〇一号

被相続人　亡　鈴木　巖夫

右被相続人は平成二十七年十二月三十一日死亡し、その相続人は平成二十八年六月二十七日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月八日

神奈川県逗子市久木八丁目八番八七号

限定承認者　鈴木　佳則

限定承認公告

本籍長野県佐久市下越一五五番地、最後の住所長野県佐久市下越一五五番地一〇

被相続人　亡　髙橋　敬治

右被相続人は平成二十八年四月十六日死亡し、その相続人は平成二十八年六月二十九日長野家庭裁判所佐久支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月八日

長野県佐久市下越一五六番地

相続財産管理人　髙橋　良衛

限定承認公告

本籍愛知県新城市大野字上野三一番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小出　鋭雄

右被相続人は平成二十八年二月十八日死亡し、その相続人は平成二十八年六月十六日名古屋家庭裁判所豊橋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月八日

愛知県新城市大野字上野三一番地六

相続財産管理人　小出　聰子

全部取得条項付種類株式の取得につき通知公告

当社は、全部取得条項付種類株式である普通株式の全部を取得することにいたしましたので、公告します。

平成二十八年七月八日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

日豊土地建物株式会社

代表取締役　釘宮　清郎

全部取得条項付種類株式の取得につき通知公告

当社は、全部取得条項付種類株式である普通株式の全部を取得することにいたしましたので、公告します。

平成二十八年七月八日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

日曹炭鉱株式会社

代表取締役　釘宮　清郎

新規信託分割の公告

当社（受託者）は、左記のとおり、平成二十八年八月十日をもって、左記一記載の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対して異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の表示

・委託者兼受益者（受益権の譲受けにより当初委託者の地位を承継）

和歌山県和歌山市毛見一五二七番地

株式会社黒潮市場

・受託者（当初受託者の地位を承継）

大阪市中央区瓦町二丁目四番七号

ファースト信託株式会社

・信託の年月日

平成十七年五月十一日

・信託契約の名称

不動産管理信託契約（物件名　和歌山マリーナシティ口）（その後の変更を含みます。）

二、財産状況開示資料等の内容

信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、履行の見込み

新規信託分割が効力を生じる日以後における従前の信託及び新たな信託の各信託財産責任負担債務については、いずれも履行の見込みがあるものと判断しています。詳細については、左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

大阪市中央区瓦町二丁目四番七号

ファースト信託株式会社　管理部

電話　〇六―六二二六―七二四五

平成二十八年七月八日

大阪市中央区瓦町二丁目四番七号

ファースト信託株式会社

代表取締役　畑山　邦雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億九千七百六十万円減少し二百四十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年八月九日であり、社員総会の決議は平成二十八年六月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年九月十四日

掲載頁　五十九頁（号外第二一〇号）

平成二十八年七月八日

福岡市中央区天神一丁目一三番二号

アメックス博多県庁前特定目的会社

取締役　吉崎　武雄

訂正公告

平成二十八年六月二十八日（号外第一四二号）掲載の資本金の額の減少公告及び第四十一期決算公告（枠組）中、「効力発生日は平成二十八年八月二日であり」とあるは「効力発生日は平成二十八年八月十九日であり」、「大阪市中央区平野町一丁目三番七号」とあるは「大阪市中央区内平野町一丁目三番七号」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十八年七月八日

大阪市中央区内平野町一丁目三番七号

株式会社都市環境ランドスケープ

代表取締役　長谷川弘直

訂正公告

平成二十八年七月一日（号外第一四七号）掲載の第八十七期決算公告（枠組）中、「取締役社長　篠田　晃司」とあるは「取締役社長　篠田　晃司」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年七月八日

神戸市中央区海岸通一丁目二番三一号

泉洋港運株式会社

取締役社長　篠田　晃司

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月八日付第一五二号八〇ページ●同日付政府調達第一二八号三二ページ●一月七日付参会第二号二四ページ

◉付録　六月官報目録一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）